

沖縄県立芸術大学における研究活動に係る不正行為に対する通報等の 手続きに関する細則

令和4年5月17日

沖芸大細則第8号

(目的)

第1条 この細則は、沖縄県立芸術大学における研究活動に係る不正行為の防止等に関する規程（沖芸大規程第105号。以下「規程」という。）第8条、第9条及び第11条の規定に基づき、不正行為等に関する通報等及び調査等の手続きに関し、必要な事項を定めるものとする。

(通報等)

第2条 通報等は、書面、電子メール、電話又は面談により行い、次に掲げる事項を明示することとする。

- (1) 通報者の氏名、所属、職名及び連絡先
- (2) 不正行為等を行ったとする教員等又はグループの氏名又は名称及び所属
- (3) 不正行為等の具体的内容
- (4) 不正行為等の発生時期及び発生場所
- (5) 不正行為等の内容を不正とする科学的合理的理由
- (6) その他参考となる事項

2 前項で規定する電話による口頭での通報等があった場合は、受付窓口はその内容を記録し、通報等を行った者（以下「通報者」という。）に適宜の方法により誤りのないことを確認しなければならない。

3 受付窓口は、通報等の内容を速やかに最高管理責任者及び統括管理責任者に報告するとともに、通報等を受け付けた旨を当該通報者に通知するものとする。この場合において、受付窓口は、当該通報者に対し、更に詳しい情報の提供又は当該通報等に基づいて行う調査等への協力について依頼することができる。

4 悪意による通報を防止するため、通報等は顕名により行われることを原則とし、また、その通報者は当該通報に係る事案が不正行為であることについて、相応の合理性を示さなければならない。

5 前項にかかわらず、匿名の場合であっても、内容に相応の合理性が認められる場合には、顕名による通報に準じた扱いをすることができる。

6 受付窓口は、相談を受けた場合において、その内容が調査すべきものと判断されるに至ったときは相談者に対して通報の意思確認を行い、また速やかに最高管理責任者及び統括管理責任者に報告するものとする。

7 受付窓口に寄せられた相談や通報については、調査結果の公表まで、相談者及び被相談者、あるいは通報者及び被通報者に係る情報や事案内容などが、それぞれの意に反して調査関係者以外に漏えいしないよう、関係者の秘密保持を徹底しなければならない。

- 8 受付窓口は、当該通報等の対象に本学以外の機関（以下「他機関」という。）に所属する者が含まれる場合は、当該他機関の長に当該通報等を回付する。
- 9 第1項及び第2項に定めるもののほか、最高管理責任者は、報道により、又は学会、他機関から不正行為等の疑いが指摘された場合、あるいはインターネット上に相応の合理性をもって掲載された場合にも、第1項の通報があったものとみなすことができる。
- 10 受付窓口の名称、場所、連絡先、受付の方法については、ホームページで内外に周知するものとする。

（通報に基づく警告）

第3条 最高管理責任者は、不正行為が行われようとしている、又は不正行為を求められている等の相談や通報を受けた場合、その内容を確認し、相当な理由がある場合には、当該通報等の対象となっている者（以下「被通報者」という。）に対して警告を行うことができる。

（調査機関）

第4条 最高管理責任者が行う通報等に対する調査等は、原則として本学が実施するが、被通報者に他機関に所属する者が含まれている場合は、他機関と合同で調査を実施することができる。

（予備調査）

第5条 最高管理責任者は、通報等の報告等があったときには、被通報者の所属する学部等の長（学部等の長が被通報者の場合は、これに代わる者とする。）に、次に掲げる事項について予備調査を行わせ、その調査結果を報告させるものとする。ただし、予備調査を行うものが当該事案に利害関係を持つと認められる場合は、最高管理責任者は、当該所属する学部等の長以外の者に調査を行わせなければならない。

- (1) 当該通報等に係る不正行為等が行われた可能性
- (2) 第2条第1項第5号の規定により示された科学的合理的理由と当該通報等に係る不正行為等との関連性及び論理性
- (3) 次条の規定による調査の要否及び調査可能性
- (4) 不正行為等が行われていない可能性が高いと認められるときは、悪意に基づく通報である可能性
- (5) その他必要と認める事項

（本調査の実施）

第6条 最高管理責任者は、本調査を実施する際は必要に応じ、被通報者と同一の研究分野の教員等に対し、意見等を求めることができる。

- 2 最高管理責任者は、予備調査の結果、当該通報等が悪意に基づくものと判断されたときは、通報者の所属する学部等の長にその旨を通知する。
- 3 最高管理責任者は、規程第9条第2項及び第4項に定める通知を受けた通報者から当該調査の結果について異議の申出があったときは、必要に応じて、前条に規定する調査の再調査を求めることができる。
- 4 最高管理責任者は、本調査に当たって、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となるような資料等を保全する措置を取らなければならない。また、告発された

事案が他研究機関の調査に係る場合であって、当該調査機関からの証拠資料保全要請があるときも同様とする。

- 5 調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏えいすることのないよう十分配慮するものとする。

(調査委員会)

第7条 最高管理責任者は、前条において調査の実施を決定したときは、最高管理責任者のもとに調査委員会を設置し、速やかに事実関係を調査させなければならない。

- 2 調査委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 本学教職員の中から最高管理責任者が指名する者 若干名

- (2) 弁護士、公認会計士、研究経験を持つ者等、最高管理責任者が委嘱する外部有識者 若干名

- 3 調査委員会の委員長は、本条第2項の委員の中から最高管理責任者が指名する者をもって充てる。

- 4 全ての委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならず、本条第2項第2号で定める外部有識者については、本学とも直接の利害関係を有しない者でなければならない。

- 5 委員の少なくとも半数は外部有識者でなければならない。

- 6 最高管理責任者は、委員の所属及び氏名を通報者及び被通報者に通知するものとする。

- 7 通報者及び被通報者は、前項の通知を受けた日から7日以内に、最高管理責任者に対し、異議申立てをすることができる。

- 8 最高管理責任者は、前項の異議申立てを受け、必要と認めるときは、委員を交代させることができる。

- 9 最高管理責任者は、異議申立てに係る裁決の結果を、通報者及び被通報者に通知するとともに、委員を交代させたときは、当該委員の所属及び氏名を通知する。

- 10 不正行為等に起因する問題に対応する者は、通報者の氏名等について調査関係者以外に漏洩しないよう、秘密を保持しなければならない。

(調査方法等)

第8条 調査委員会は、本調査の実施の決定があった日から起算して概ね30日以内に本調査を開始するものとする。

- 2 調査委員会は、通報において指摘された当該研究に係る論文、実験・観察ノート、生データその他の資料の精査及び関係者のヒアリング等の方法により、本調査を行うものとし、被通報者に対し調査委員会が必要と認める資料の提出を求めることができる。

- 3 調査委員会は、被通報者に対し弁明の機会を与え、その内容を聴取するものとする。

- 4 被通報者は、前項の弁明において当該通報等の内容を否認するときは、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法及び手続に則って行われたこと、並びに論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

- 5 被通報者が、本来存在すべき基本的な要素の不足により証拠を示せない場合は、不正行為等がおこなわれたものと認定する。ただし、その責によらない理由により、その基本的な要素を示すことができない場合等正当な理由があると認められた場合は、この限りでない。
- 6 特定不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）か否かの判断に当たっては、被告発者の自認を唯一の証拠とせず、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断するものとする。
- 7 調査委員会は、次に掲げる事項の認定を行うとともに、調査結果を調査開始から概ね150日以内にまとめるものとする。
 - (1) 不正行為等が行われたか否か
 - (2) 不正行為等が行われたと認定したときは、その内容、不正行為等に関与した者とその関与の度合い、不正行為等と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割、当該研究費の不正使用における役割及び不正に使用された研究費の額
 - (3) 不正行為等が行われていないと認定したときは、併せて通報等が悪意に基づくものであったか否か
- 8 調査委員会は、前項第3号の認定を行うに当たっては、通報者に弁明の機会を与えなければならない。

（不服申立て）

第9条 不服申立ては、同一の理由で2度申し出ることはできない。

- 2 最高管理責任者は、規程第11条第1項に規定する不服申立てを受けたときは、通報者に、規程第11条第2項に規定する不服申立てを受けたときは、通報者の所属する学部等の長及び被通報者に対しその旨を通知する。
- 3 最高管理責任者は、不服申立てがあった場合、不服申立てがあったこと、不服申立ての却下、再調査の決定、再調査の結果について、資金配分機関等及び文部科学省に報告する。
- 4 再調査を決定したときは、決定当日から算えて15日以内に調査を開始しなくてはならない。

（不服申立ての審査）

第10条 不服申立てに係る審査は、当該調査を行った調査委員会が行う。ただし、不服申立ての趣旨が、調査委員会の構成等、その公平性に関わるものである場合、あるいは新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合において最高管理責任者が必要と認めるときは、当該調査委員会の委員を交代または追加させることができる。

- 2 前項に基づき委員を交代または追加する場合における新たな調査委員は、第7条第4項及び第5項に準じて指名するとともに、第6項から第8項までに準じた手続きを行う。
- 3 最高管理責任者は、前項の審査の結果について、被通報者及び通報者に報告する。

（再調査）

第11条 再調査は、当該不服申立てを受けた日から概ね60日以内に、調査結果をまとめるものとする。

2 前項の調査結果の通知は、規程第10条各項の規定を準用する。この場合において、同条の規定中「前条」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(調査中における一時的措置)

第12条 最高管理責任者は、調査委員会を設置したときは、当該通報等をされた研究に係る研究費の執行の停止その他必要な措置を講じることができる。

(認定後の措置)

第13条 不正行為等が認定された者に対し、資金配分機関等が、当該認定に係る研究費の使用中止を命じた場合には、本学は、所属する当該認定者に対し当該研究費の使用中止を命じるとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 最高管理責任者は、不正行為等が認定された者に対し、当該認定に係る論文等の取り下げを勧告することができる。

3 最高管理責任者は、調査の結果不正行為等が行われていないことが判明した場合は、当該被通告者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じるものとする。

(雑則)

第14条 この細則に定めるもののほか、この細則の実施に関し必要な事項は、最高管理責任者が定める。ただし、本調査及び不服申し立ての審査に関する必要な事項は調査委員会の決議を経て最高管理責任者が定める。

附 則

この細則は、令和4年5月17日から施行する。

附 則

この細則は、令和4年10月28日から施行する。

附 則 (令和7年3月25日学長決裁)

この細則は、令和7年3月25日から施行する。